

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第19号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設立の認証の申請等)	(設立の認証の申請等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により <u>公告</u> し、及び縦覧に供する手続については、規則で定めるところによる。	5 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により <u>公表</u> し、及び縦覧に供する手続については、規則で定めるところによる。
6 <u>法第10条第3項</u> （法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係るものとする。	6 <u>法第10条第4項</u> （法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わないものであり、かつ、明白な誤記又は記載漏れに係るものとする。
7 (略)	7 (略)
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)	(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。	3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び <u>第5項並びに第54条第4項</u> （これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。
4 (略)	4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日（令和3

年6月9日)から施行する。

- 2 この条例による改正後の第2条第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請(以下「認証申請」という。)があった場合について適用し、施行日前に認証申請があった場合については、なお従前の例による。